

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成28年4月14日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	小澤輝彦
同	近藤満里
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成25年度 随時監査(工事監査・前期) (25監査第52号) 分

指摘事項	当初措置状況 (26年度)	平成27年度の措置状況	担当課	
<p>1計画及び設計について (1) 防火水槽のフェンスの計画及び設計に関し注意すべきもの (報告書3ページ)</p>	<p>鬼無里No.138防火水槽安全対策工事及び戸隠No.5109他防火水槽安全対策工事は、上部に蓋のない防火水槽の既存フェンスが老朽化したことに伴い、安全対策のために更新工事を実施したものである。 鬼無里のフェンスは鋼製の加工製作品で高さ0.9m、戸隠のフェンスは亜鉛めっき塗装の既成品で高さ1.1mであった。 しかし、長野市消防局防火水槽安全対策基本指針では、「フェンスの地盤面から上端までの高さは1.1m以上とする」と定められている。 担当課では、長野市との合併前に設置したものと同じ高さで施工したとのことであるが、フェンスの高さが安全対策基本指針で定める高さに満たない今回の施工箇所については、早急に安全対策を講じられたい。 また、1m当たりの施工単価は、戸隠の約13,000円に対し、鬼無里は約25,000円と1万円以上の開きがあった。両地域ともに積雪地域であることから、今後、フェンスの構造については、耐久性、安全性及び費用対効果等を考慮し、統一的な方針を設けるよう検討されたい。</p>	<p>フェンスの高さが「長野市消防局防火水槽安全対策基本指針」で定める高さに満たない鬼無里の施工箇所については、今年度中に0.2mの嵩増し工事により、改善を図る。 また、フェンスの構造については、これまで具体的な定めはなかったため、新たに指針の中で定める。</p>	<p>嵩増し工事については、平成26年10月31日に完了している。 フェンスの構造については、平成26年4月1日に施行した新たな指針において、周囲の状況に見合った耐久性、耐積雪性、安全性を有する金属製とする旨を定めた。</p>	<p>消防局総務課</p>